

令和7年度からの多子世帯への支援拡充について

2025年2月更新

令和7年度より多子(子どもが3人以上)世帯に大学等の授業料無償化が始まります。
この制度は、多子世帯の方が所得制限なく授業料等の減免を受けることができます。

《開始時期》

令和7年度の在学採用(春学期)申請～(新入生・学部在生)

※令和6年度以前から給付奨学生は新たに申請不要です。

《支援内容》

授業料70万円(年額)・入学金20万円(新入生)

※春学期・秋学期それぞれ35万円ずつ減免されます。

※授業料のみ減免される制度なので、施設費、諸納金等は減免対象ではありません。

注意:授業料が全て無償化される制度ではありません。

《対象者》

子ども3人以上の多子世帯。

※多子世帯とは、生計維持者が税法上扶養する子どもの数が3人以上の世帯。

例えば、子どもが3人以上いるが、第一子が社会人となり扶養から外れた場合、
税法上扶養する子どもの数は2人になるので対象外。

多子世帯の判定は、日本学生支援機構がマイナンバーを通じて扶養の状況を判定します。

《学業要件・収入要件》

学業要件:学習意欲等が確認できれば対象、採用後は出席率等に係る要件を満たす必要があります。

収入要件:**所得制限なし。**

※資産要件は生計維持者の数に関わらず5,000万円未満(多子世帯の授業料等減免は3億円未満)

《申請方法》

授業料等減免を受けるには、給付奨学金に申請し日本学生支援機構からの採否の判定を待つ
必要があります。

※申請方法については、3月下旬頃関東学院大学HPよりご確認ください。

《令和7年度入学者で予約採用候補者の方》

令和7年度入学予定で採用候補者決定通知をお持ちの方で給付奨学金が不採用の方でも、
多子世帯の条件を満たしていれば、在学採用(春学期)に申請することができます。

《在学生で現在修学支援新制度の支援を受けている方》

給付奨学金に採用されているが現在収入の適格認定で対象外の方は、多子世帯の条件を満たして
いれば、令和7年4月より支援の対象となります。

詳細は4月上旬に配信されるKGUポータルを確認してください。

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します!

開始時期	令和7年度～(入学生・在生)	申込手続	令和7年度入学後各学校で
支援対象	子ども3人以上の世帯	所得制限	所得制限なし
減額支援	授業料70万・入学金20万 <small>(令和7年度から多子世帯への支援は、授業料等の減免に限ります。) ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減免に限ります。 施設費等は、各学校の授業料等から減免されません。</small>	学業要件	学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は

◆子ども3人以上の世帯が対象

- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は

◆要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象

- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4-5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は